

第394回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年11月1日(火) 14:00～14:10

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、北本委員、岩船委員、武田委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第394回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。念のために御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議題の1「ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料3につきまして御説明いたします。

本年度における一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の託送収支の事後評価の進め方について、御審議いただきたいと思います。毎年行っているものです。

2022年10月31日付で経済産業大臣から、10月27日付にて各経済産業局長から、本委員会宛てに意見の求めがございました。この資料は、資料3－1に付けております。

ということで、ガス導管事業者の今年度の託送収支の事後評価につきまして、料金制度専門会合において、事務局が行った法令に基づく評価について確認を頂きたいと考えております。

2. 本年度の進め方（案）ですけれども、「対象事業者」は、託送供給約款を定めているガス導管事業者、それから、託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者ということで、全147社が対象になります。

「評価内容」につきましては、まず、「法令に基づく事後評価」といたしまして、ストック管理・フロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。フロー管理においては、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査することにしております。

ここまでの、法令に基づく事後評価でして、それに加えて、上記（法令に基づく事後評価）の変更命令の対象となる事業者から値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認を行うというのが「追加的な分析・評価」になります。

次の、3. スケジュールですが、料金制度専門会合は、現在レベニューキャップの審査を行っておりますけれども、その中で時間を見つけて、この議論についてもしていただきたいと考えております。

11月下旬をめどに、まず、法令に基づく事後評価の結果について、料金制度専門会合での審議を踏まえて、経産大臣及び各経済産業局長等に回答できればと考えております。

加えて、追加的な分析・評価につきましては、もう少し時間をかけてフォローアップをし、今年度をめどに料金制度専門会合で取りまとめていただいた上で、委員会に報告をするという段取りを考えております。

私からは以上です。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——ございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、経済産業大臣及び各経済産業局長等へ意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異存：なし)

異存がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣及び経済産業局長等へ意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の2に移ります。「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関し、伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤NW事業統括管理官 取引監視課の伊藤でございます。

資料4を御覧ください。「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」です。本年度におけますガス小売経過措置料金の事後評価の進め方について、御審議いただくものでございます。

1. 趣旨を御覧ください。

9行目でございますが、ガス小売経過措置料金については、原価算定期間終了後に、毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを、経済産業省において確認することとなっております。

令和4年10月27日付にて、経済産業大臣及び経済産業局長から、旧一般ガスみなしガス小売事業者全4社のうち、原価算定期間中の熱海ガスを除く3社のガス小売経過措置料金について、本委員会宛てに意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただくこととしたいと考えてございます。

2. 本年度の進め方(案)です。

1) の「対象事業者」です。

旧一般ガスみなしガス小売事業者3社ということで、記載の3社が対象でございます。

2) の「評価内容」でございます。

24行目ですが、電事法に基づく審査基準等第2(8)④に基づき、以下の項目について評価を行うこととなっております。

「<ステップ1> 規制部門のガス事業利益率による基準」

個社の規制部門のガス事業利益率の直近3か年度年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の規制部門のガス事業利益率の過去10か年度年度平均値を上回っているか

どうかを確認するものでございます。

「＜ステップ２＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準、又は自由化部門の収支による基準」

前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近２年度間連続で赤字であるかどうかを確認するものでございます。

36行目でございますが、上記のステップ１に該当し、かつステップ２のいずれかに該当する場合には、料金変更認可申請命令の発動の要否を検討することとなっております。

３．スケジュールでございます。

11月中旬に料金制度専門会合で審議いただき、その結果を、11月下旬、本委員会において経済産業大臣への回答について御審議いただく予定でございます。

説明は以上です。御審議のほどを、よろしく願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

ありがとうございました。

それでは、事務局から御説明があったとおり、今後、料金制度専門会合において、ガス小売経過措置料金の事後評価について確認することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんので、そのように進めることといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第１部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

（発言：なし）

ないようですので、それでは、これにて第１部を終了といたします。どうもありがとうございました。

——了——